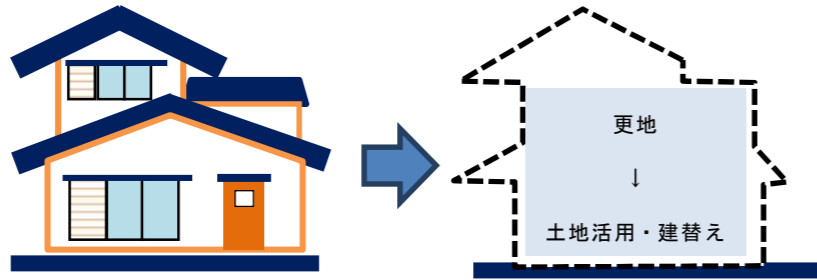


老朽住宅除却工事助成事業のご案内

令和 8 年 4 月 江戸川区



Q.どのような制度ですか？

A.老朽住宅の除却に対し、必要な費用の一部を助成する制度です。

Q.助成を受けるための要件(条件)はありますか？

A.「対象住宅」「申請者」それぞれに要件があります。

対象住宅の要件 …以下の全てを満たす必要があります。

- ① 江戸川区内に存すること。
- ② 昭和 56 年 5 月 31 日以前の旧耐震基準により建築されたこと。
- ③ 昭和 56 年 6 月 1 日以降に増改築された部分（増改築された時期が確定できない部分を含む）のある住宅にあっては、その部分の床面積が現在の延床面積の 2 分の 1 未満であること。
- ④ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 項第 5 号に規定する**主要構造部**（屋外の階段又は廊下、玄関ポーチその他これらに類する部分を除く）が**木造**であること。
- ⑤ 地階を含む**階数が 2 以下**であること。
- ⑥ **所有者が個人**であること。
- ⑦ **接道要件**（建築基準法第 43 条各項）を満たしていること。
- ⑧ 建築基準法その他関係法令の規定に係る**重大な違反がない**こと。
- ⑨ 耐震性が十分でないこと。
- ⑩ **住民税を滞納していない**こと

※「住宅」とは、一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるものを含む。（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の 2 分の 1 未満のものに限る。）

※過去に国又は地方公共団体の補助事業等に基づく改修工事が行われたもの、不燃化特区事業、市街地再開発事業、土地区画整理事業、都市計画道路事業、木造住宅密集市街地整備促進事業等の施工中又は施工予定区域内にあり、建物の建替え又は除却に要する費用の補償を受けることができるものは、助成対象外となります。

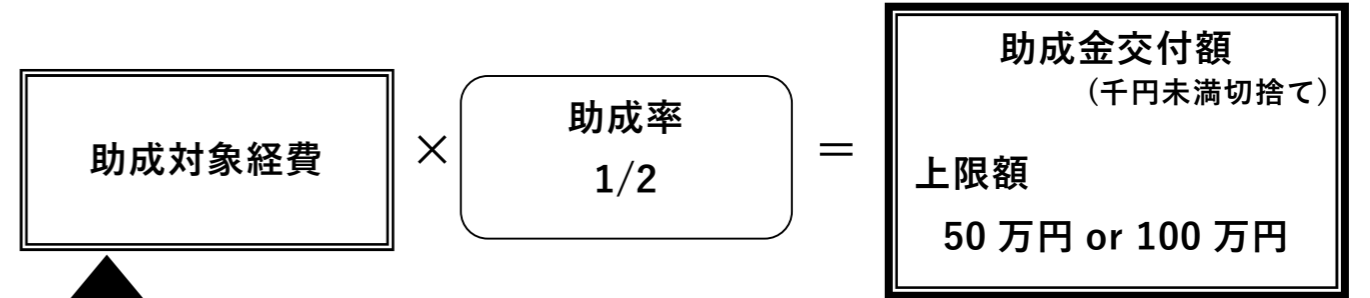
申請者の要件 …以下の全てを満たす必要があります。

- ① 申請者が対象住宅を除却して助成金の交付を受けること。（当該申請を行うこと）について、所有者、居住者、及び敷地所有者（共有を含む）の全員の同意を得ていること。
- ② 申請者が助成対象経費の全額を負担すること。
- ③ 当該申請に関して、区の職員による審査及び調査（対象住宅への立ち入り（区役所の開庁日の 9 時から 16 時において、審査上の必要性に応じて実施する対象住宅の内部調査への立会）を含む）に全面的に協力できること。

Q.もらえる助成金はいくらですか？

A.助成金の交付額は、「助成対象経費」の 2 分の 1(千円未満切捨て)です。

上限額は、以下の 1.2.の場合を除き 50 万円となります。

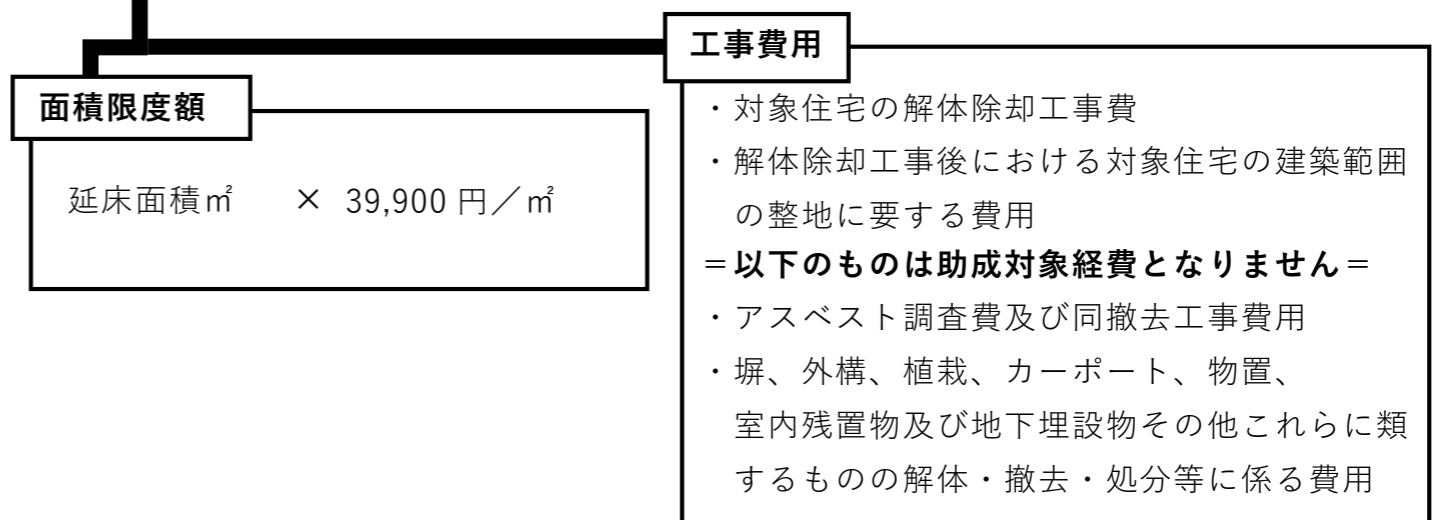


以下の 1.2.の場合は、上限額が 100 万円となります。

1. 空き屋等（空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 2 条第 1 項に規定する空家等をいう）に該当するもので、申請日から遡って 1 年以上空家であることを疎明できるもの。
2. 不燃領域率が低い以下の地域内にあるもの。（町丁目・五十音順）

一之江一丁目、一之江二丁目、一之江五丁目、宇喜田町、江戸川一丁目、江戸川五丁目、江戸川六丁目、大杉一丁目、大杉二丁目、大杉三丁目、大杉四丁目、大杉五丁目、興宮町、上一色二丁目、上篠崎一丁目、上篠崎二丁目、上篠崎三丁目、北小岩四丁目、北小岩五丁目、北小岩七丁目、北篠崎一丁目、北篠崎二丁目、小松川四丁目、鹿骨一丁目、鹿骨四丁目、鹿骨五丁目、鹿骨町、篠崎町一丁目、篠崎町四丁目、西一之江二丁目、西一之江三丁目、西葛西一丁目、西小岩四丁目、西小松川町、西篠崎一丁目、西篠崎二丁目、西瑞江三丁目、二之江町、春江町三丁目、春江町五丁目、東葛西一丁目、東葛西二丁目、東小岩二丁目、東小岩四丁目、東小岩五丁目、東小松川一丁目、東小松川二丁目、東松本一丁目、東松本二丁目、東瑞江二丁目、平井二丁目、本一色三丁目、松江二丁目、松島三丁目、松島四丁目、松本一丁目、松本二丁目、南小岩一丁目、南小岩二丁目、南小岩三丁目、南小岩四丁目、南小岩五丁目、南小岩六丁目、南小岩七丁目、南篠崎町一丁目、谷河内一丁目

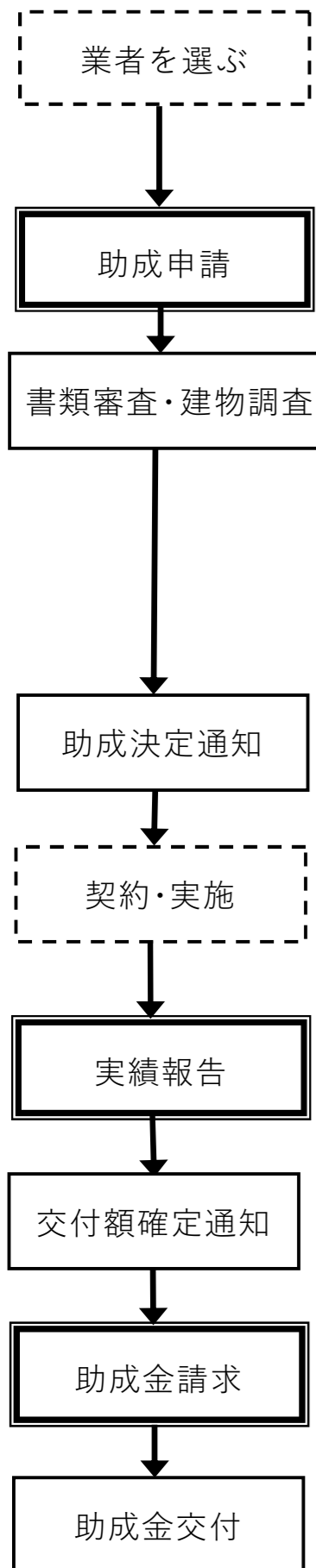
安い方の額



Q.手続きの流れは？

A.以下のとおりです。

会計年度の都合上、各段階に締め切りを設けています。



解体除却工事を依頼する施工業者を決めてください。
区が業者を指定する（あっせん、案内を含む）ことはありません。
なお、この段階ではまだ正式な契約はしません。
決定通知前に、契約又は着工した場合、助成対象外となります。

助成申請書及び添付書類をご提出ください。
提出書類の詳細は、次ページをご参照ください。

書類審査において追加で資料等を提出いただく場合があります。
その際は該当する資料等を速やかにご提出ください。

建物調査において、内部への立ち入りを必要する場合があります。
その際は原則2名の区職員が約1～2時間で建物全体を調査します。
測量を始め、床下や屋根裏を含めて調査、写真撮影をしますので、
予めご準備ください。
(夏場)空調や換気などで熱中症対策にご協力ください。

申請内容を審査の上、助成可否を決定し通知します。
申請から決定通知まで、**約3～4週間**(※)かかります。
(※)状況によっては、これ以上の日数がかかることもあります。

助成決定通知の後、施工業者と正式に契約し、解体除却工事を実施してください。工事内容に変更が生じる場合は、事前に「変更届」を提出し承認を受けてください。

解体除却工事が完了したら、4週間以内かつ締切期日までに実績報告書及び添付書類をご提出ください。

報告内容を審査の上、交付額を確定し通知します。
報告から確定通知まで、約3～4週間(※)かかります。
(※)状況によっては、これ以上の日数がかかることもあります。

助成金請求書をご提出ください。
助成金の受取人を施工業者にすることもできます。
ただし、申請書及び施工業者以外の第三者とすることはできません。

助成金請求書に基づき、ご指定の口座に振り込みます。
請求書提出から振込まで、約2週間かかります。

Q.提出書類は？

A.以下のとおりです。

「江戸川区老朽住宅除却工事助成申請の手引き」を必ず参照してご準備下さい。

ホームページ 提出書類	申請フォーム					
	申請書類		変更届		辞退届	
	実績報告		助成金請求			

※「本人確認書類」と「押印」について

助成申請の際に本人確認が必要となります。

本人確認書類は官公署が発行した有効期限内の写真付き証明書に限ります。

(例) マイナンバーカード、運転免許証等

また、電子申請を除き助成申請書、変更届/辞退届、実績報告書、助成請求書の全てで申請者の押印が必要です。押印する印鑑(シャチハタ不可)は同じものを使用して下さい。一度受理した助成申請書は本人であっても直ちに開示することは出来ません。

押印した印鑑をご自身で管理して下さい。

		本人確認書類				押印
		原本		写し		
		申請者 本人	代理人	申請者 本人	代理人	
電子	連絡窓口:申請者			○		
	連絡窓口:申請者以外			○	○ (※)	
郵送	申請者			○		○
	代理人				○	○
窓口	来庁者:申請者	○				○
	来庁者:代理人		○			○

○：必要

※：申請後の手続きを委任する場合

<問合せ先>

江戸川区 都市開発部 建築指導課 耐震化促進係

〒132-8501 江戸川区中央 1-4-1 電話 03-5662-6389 (直通)